

県南広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年3月14日

県南広域振興局長 永井 榮一

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700161	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	訪問入浴センター大東	一関市大東町渋民字大洞地 55番地8	令和5年3月31日